旭市タブレット端末及びペーパーレス会議システム

導入・運用業務委託仕様書

１　業務名

旭市タブレット端末・ペーパーレス会議システム導入・運用業務

２　目的

本業務は、タブレット端末と議会関係資料等の電子データを用いた会議システムを導人し、文書保存・管理の効率化とペーパーレス化を推進するとともに、資科等の閲覧や議員と事務局との通信連絡手段として活用するなど、議会運営の効率化や議員活動の活性化を図ることを目的とする。

３　履行期間

［契約期間］

契約締結日の翌日から令和８年６月３０日まで

　［賃貸借期間］

　令和５年７月１日から令和８年６月３０日まで（３６か月）

　※賃貸借契約は、旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長

　　期継続契約である。

※なお、諸事情によりタブレット端末等機材の入荷が遅れる場合は、協議の上決定する。

４　基本方針

　旭市が本業務に求める基本方針は以下の項目とする。

　⑴　機器等の故障や不具合等への速やかな対応

　⑵　情報セキュリティの確保

　⑶　平易かつ高い視認性を持つシステム

　⑷　安定した通信環境の確保

　⑸　紙媒体の代用となり得る簡易な操作性及びメモ機能等の付属

　⑹　利用者間の連携に対応できる幅広い拡張性

５　業務の概要

本業務の内容は、以下の項目を一括して行うものとする。

⑴　タブレット端末等賃貸借

⑵　アプリケーション等

⑶　データ通信等

⑷　ペーパーレス議会システム(以下「会議システム」という。)

⑸　タブレット端末及び会議システム講習会（以下「講習会」という。）

６　業務の内容

⑴　タブレット端末等賃貸借

①　数量及び規格等

ア　タブレット端末(Apple社製iPadPro)　２７台　賃貸借

i ) Wi-Fi ＋ CelluIarモデル

ⅱ) 画面サイズ１２.９インチ

ⅲ) ストレージ１２８ＧＢ以上

ⅳ) 重量７００グラム以下(本体のみ)

ⅴ) 充電器と充電用ケーブルが付属されていること。

ⅵ) ワイヤレス通信はWi-Fi規格６とし、日本国内で提供されている４Ｇ/ＬＴＥ回線が利

　用可能であること。

ⅶ) 本体の色は、全て同一色とすること。

※第４世代（２０２０年）以降のモデル

イ　タブレット端末(Apple社製iPadPro)　８台　賃貸借

i ) Wi-Fi ＋ CelluIarモデル

ⅱ) 画面サイズ１２.９インチ

ⅲ) ストレージ１２８ＧＢ以上

ⅳ) 重量７００グラム以下(本体のみ)

ⅴ) 充電器と充電用ケーブルが付属されていること。

ⅵ) ワイヤレス通信はWi-Fi規格６とし、日本国内で提供されている４Ｇ/ＬＴＥ回線が利

　用可能であること。

ⅶ) 本体の色は、全て同一色とすること。

※第４世代（２０２０年）以降のモデル

ウ　タブレット端末(Apple社製iPadPro)　５０台　賃貸借

i ) Wi-Fi専用モデル

ⅱ) 画面サイズ１２.９インチ

ⅲ) ストレージ１２８ＧＢ以上

ⅳ) 重量７００グラム以下(本体のみ)

ⅴ) 充電器と充電用ケーブルが付属されていること。

ⅵ) ワイヤレス通信はWi-Fi規格６とすること。

ⅶ) 本体の色は、全て同一色とすること。

※第４世代（２０２０年）以降のモデル

エ　タブレット専用カバー　８５個　購入

i ) 前項６⑴①のア～ウのタイプに適合し、本体画面側は画面を傷つけない軟質素材とし、

裏面側は硬質素材を使用していること。

ⅱ) カバーを装着した状態で自立する機能を有すること。

ⅲ) 本体の色は、全て同一色とすること。

　ⅳ) 前項６⑴①のア～ウ全部に装着された状態で納入すること。

オ　液晶画面保護フィルム　８５枚　購入

i ) 前項６⑴①のア～ウに適合し、指紋軽減加工がなされていること。

ⅱ) 前項６⑴①のア～ウ全部の画面に装着された状態で納入すること。

カ　モバイルWi-Fiルーター及び付属品　２台　賃貸借

i ) ４Ｇ/ＬＴＥ回線に対応していること。

ⅱ) モバイルWi-Fiルーターに対応したＵＳＢ充電ケーブル、ＵＳＢ電源アダプタ等を付

属品として納入すること。

ⅲ) モバイルWi-Fiルーターとⅱ)の付属品を接続し、電源コンセントに挿した状態で充電

　　中でもWi-Fi通信可能であること。

ⅳ) Wi-Fi規格６に対応していること。

ⅴ) モバイルWi-Fiルーター１台につき、最低１０台の端末と同時接続できること。

②　設定等（適用対象：前項６⑴①ア及び前項６⑴①イの計３５台）

ア　初期設定に必要な事項は、本市と協議の上、決定すること。

イ　作業前に作業計画書を作成し、本市と事前に協議すること。

ウ　１台毎に管理番号を付することとし、管理台帳を作成すること。

エ　管理番号をタブレット端末にラベル貼付すること。

オ　初期設定(必要なアプリケーションのインストールを含む)、タブレット専用カバーの装着、保護フィルムの貼り付けが済んだ状態で納品すること。

カ　１台毎に、メールアドレス・ＩＤ・パスワードを付与すること。

③　保守（適用対象：前項６⑴①ア及び前項６⑴①イの計３５台）

　　機器保証内容は標準保証の範囲とする。

⑵　アプリケーション等（適用対象：前項６⑴①アの計２７台）

以下のサービスを提供すること。

①　各ユーザー間及びグループで簡単にメッセージをやり取りできること。

②　端末にメッセージの着信を通知する機能があること。

③　メッセージの既読確認がユーザー別に行えること。

④　ビデオ通話機能を有すること。

⑤　スケジュール管理機能を有すること。

⑥　掲示板機能を有すること。

⑦　複数ユーザー間で日程調整を行う機能を有すること。

⑧　管理者は全てのメッセージを閲覧できること。

⑨　安定的なサービス提供が見込めるとともに、強固なセキュリティ機能を有すること。

⑩　運用に関するサポート窓口を設けること。

⑶　データ通信等（適用対象：前項６⑴①ア及び前項６⑴①イの計３５台）

通信回線、通信回線付加サービス及び通信環境の提供、以下の仕様を全て満たすデータ通信専用３５回線を提供すること。

①　インターネット接続

インターネット接続が可能であること。また、インターネット及び電子メール等を利用する

ために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。

② セルラー通信方式

タブレット端末で利用可能な４Ｇ/ＬＴＥ回線で接続できるものとし、安定的に利用できること。

③ セルラー通信によるデータ通信利用料

ア　データ通信容量については、以下の条件を満たすこと。

i )　回線ごとに、使用したデータ量のシステム管理ができること。

ⅱ)　全ての回線で、１回線毎の通信量とし、１か月あたり３ＧＢ以上の通信量を含むこと。また、最低でも３ＧＢまでは通信速度が制限されないこと。

ⅲ)　回線ごとのデータ通信量が３ＧＢ/月に到達した場合は、管理者へ通知を行うこと。

④　通信環境の提供

ア　移動通信サービスを提供する電子通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している事業者であること。

イ　本庁舎内及び旭市議会議員の居住地において、電波調査結果に基づき電波品質が良好であること、なお、本調査に係る費用は全額負担すること。

ウ　電波が入りにくい建物やエリアについては、必要に応じて電波の改善策を検討すること。

⑤　タブレット端末管理サービスの提供及び管理者機能の設定

以下の仕様を全て満たすタブレット端末管理サービスを３５台分提供すること。その際、本市が指定するＩＤ (以下、「管理者」という。)に管理者機能の設定を行うこと。

ア　タブレット端末管理サービス

i )　盗難、紛失等の際に、回線に対して、管理者が行う遠隔操作による利用中断及び再開が可能であること。

ⅱ)　盗難、紛失等の際にタブレット端末に対して、管理者が行う遠隔操作による画面ロック及び初期化が可能であること。

ⅲ)　タブレット端末からＳＩＭカードを取り出し、他のタブレット端末に挿入して使用された場合、自動通知等により管理者がこれを把握することが可能であること。

ⅳ)　管理者が指定するアプリについて、これを配布又はインストール不可能とすることが可能であること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　イ　情報取得

ｉＯＳのバージョン情報やインストール済みアプリケーション(バージョン含む)の情報が取得できること。

ウ　端末紛失時の対応方法

タブレット端末紛失や盗難時に、以下のとおり対応すること。

連絡受付窓口として２４時間３６５日のサービスデスク(日本国内のみ、日本語)を用意し、以下の操作に関する質問に対して電話にて対応すること。

i )初期化

ⅱ)画面操作のロック及びロック解除

ⅲ)回線利用一時停止及び利用再開

エ　管理者機能

i )　管理者は、任意のＷebブラウザを用いて、タブレット端末管理サービス（ＭＤＭサービス)の管理者機能を利用できること。

ⅱ)　アについては、クラウド型の管理サービスとし、利用に当たり、本市ネットワーク上パソコンへのソフトウェアのインストール等の作業が不要であること。

ⅲ)　管理者機能へのログインには、ＩＤ、パスワード等、最低でも２つ以上の要素での認証が必要であること。

ⅳ)　当該管理者機能を用いて行う対象を一括で設定することが可能であること。

⑷　会議システム

　　①　基本要件

　　　ア　シンプルな画面構成で直感的な操作が可能なシステムであること。

イ　管理者の負担が最小限のものとなるよう配慮されていること。

ウ　使用者の変更等に柔軟に対応できること。

エ　情報セキュリティ面に十分配慮すること。

オ　タブレット端末８５台のライセンス費用を含むこと。

カ　保存データ容量は１ＧＢ以上とすること。(容量の追加を行う場合、何ＧＢ単位で対応可能か「企画提案書(任意様式)」に記載すること。その際、別途費用が発生する場合は併せて記載すること。)

②　機能要求事項

資料の管理及び円滑な会議の進行に必要な機能を有するシステムとする。詳細はペーパーレス会議システム機能等要件調査票(別記様式第２号-３)を参照すること。

③　運用に関するサポート窓口を設けること。

⑸　講習会

①　管理者向け講習会

ア　日程　　　　　本市と協議の上、タブレット端末導入後速やかに開催

イ　対象者　　　　執行部職員５８名

ウ　時間及び回数　２時間程度の講習会を１回

エ　内容

i ) 会議システムの利用方法

ⅱ) 質疑応答

②　利用者向け講習会

ア　日程　 本市と協議の上、タブレット端末導入後速やかに開催

イ　対象者　 議員・議会事務局職員２７名

ウ　時間及び回数　２時間程度の講習会を１回

エ　内容

i ) 会議システムの利用方法

ⅱ) アプリケーションツール利用方法

ⅲ) 質疑応答

③　講習会資料

ア　研修時の資料については、本市と協議の上、作成し、当日資料は必要部数を印刷して用意すること。

イ　講習会時の資料については、今後のマニュアルとしても使用するため、書式を整え、本市で加筆訂正ができる電子データでも納品すること。

７　共通事項

　⑴　再委託の禁止

　　　業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。但し、あらかじ

め再委託する業者名、再委託の内容を本市に書面で提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

⑵　権利等の帰属

　　本業務で作成されたデザイン及びドキュメント等（以下「成果物」という。）の著作権その他

　　知的財産権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）

　　は本市に帰属するものとする。ただし、成果物に関し、受託者または第三者が従前より保有す

る知的財産権については、受託者または第三者に留保されるものとする。

　⑶　本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。